

輪島市監査公表第21号

平成29年11月16日付発監査第246号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年12月11日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発 都 第 155 号
平成29年11月22日

輪島市監査委員 高野 哲男 様
輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 都市整備課
監査執行年月日 平成29年10月25日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①公営住宅使用料の滞納について</p> <p>悪質な滞納者に対する強制執行や、居住不明者に対しての不納欠損処分の対応なども含め、具体的な計画を立て今後も引き続き滞納額削減に向け取り組まれない。</p>	<p>滞納者に対しては毎月督促状を送付し、電話連絡、訪問等でいつまでに納付できるか確約をとる。又、3ヶ月分を超える滞納者には、催告書を送付すると同時に連帯保証人にも滞納家賃の支払請求をし、分納納付等の相談に応じ滞納額の削減に努める。</p> <p>悪質な滞納者に対しては強制執行を実施する。</p>	<p>措置済</p>